

令和7年4月 定例市長・市政記者懇談会の結果について

日時 令和7年4月2日（水）午前11時00分～11時30分

場所 市役所2階 第1委員会室

出席 市政記者クラブ9社 11名

会見内容

1. 話題提供（4項目）

（はじめに） 新年度のあいさつ

- 令和7年度 最初の記者懇談会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
- 先般閉会いたしました2月定例市議会において、令和7年度各会計予算案について、議決をいただいたところです。
- 令和7年度は、「まちづくり基本構想」の3つの重点戦略【まちの活力を高める経済活性化戦略】【地域経済を担う人材育成戦略】【経済活動を支える都市機能向上戦略】に基づき事業を進めてまいります。また、その他の主な事業として、「行政サービスの利便性向上」「子育てしやすい環境づくり」などに取り組んでまいります。
- さらに、「稼げるまち」としての力を高めていくため、マーケティング戦略室を新設いたしました。具体的な取組といたしましては、「ふるさと納税の拡大」「シティープロモーションの推進」「サテライトキャンパスの誘致に向けた取組の推進」を進めてまいります。
- 太陽光発電施設の設置に関する条例に関しましては、現在、9月定例会を目標に作業を進めているところです。釧路市環境審議会委員の皆様にもご尽力いただいているところであり、引き続き、世界に誇る釧路の自然を次世代に引き継いでいくため、みんなで知恵を出し合い取り組んでまいります。
- 本年度は釧路市・阿寒町・音別町が合併して20年を迎えます。この節目を機に、釧路市が「笑顔あふれるまち」となるよう、全力でまちづくりを進めてまいりますので、ご支援・ご協力をお願い申し上げまして、年度当初の挨拶とさせていただきます。

1 带状疱疹予防ワクチンの定期接種について

- 話題のひとつ目として、「带状疱疹予防ワクチンの定期接種」についてご説明いたします。
- 予防接種法が改正され、本年4月1日より、带状疱疹予防ワクチンが、B類疾病の定期接種の対象となりました。
- 定期接種の対象者は、過去に带状疱疹のワクチンを受けたことがなく、釧路市に住民票がある方のうち、年度内に65歳になる方のほか、令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度に70から100歳の間の5歳おきの方も対象となります。なお、令和7年度に限り、101歳以上の方は全員対象となっております。
- ワクチンは2種類あり、生ワクチンの場合は接種回数1回、不活化ワクチンの場合は接種回数2回、いずれも年度内に接種を完了していただくこととなります。
- 1回あたりの接種費用につきましては、生ワクチンで3,820円、不活化ワクチンで10,900円のご負担をお願いしております。
- 4月1日からの接種開始に向けまして、接種対象者に対し、接種券や予診票とあわせて、带状疱疹予防ワクチンに関するリーフレットを3月下旬に個別郵送しております。
- リーフレットには、2種類のワクチンの効果や副反応等の情報のほか、「よくある質問」のQ&Aなど、分かりやすく情報を掲載しておりますので、接種対象者の方には、リーフレットの内容をよく読んでいただき、接種を希望される場合は、直接、実施医療機関へご予約いただくことになります。

- どちらのワクチンを選択するか迷われる方は、リーフレットの内容を参考にしてください、医師ともご相談の上、接種するワクチンをご検討いただければと思います。
- 今後も市HPや広報くしろ等、様々な媒体を活用しながら、带状疱疹予防ワクチンに関する効果的な周知を行ってまいりたいと考えております。

2 エゾヒグマ舎のリニューアルオープンについて

- 続きまして、釧路市動物園のエゾヒグマ舎のリニューアルオープンについてです。
- 釧路市動物園では、2019年に飼育していたエゾヒグマが死亡して以来、施設の老朽化などの理由から新しい個体の導入ができておりませんでした。令和6年度にエゾヒグマ舎の改修工事を行い、3月24日にエゾヒグマ2頭を導入したところでございます。
- 現在は新しい環境に馴らすための期間として非公開としておりますが、その訓練も順調に進んでおりますことから、今月4月27日にリニューアルオープンを行います。
- 当日は、午前11時からリニューアルオープンセレモニーを行うほか、エゾヒグマの生態や魅力などを伝える動物園職員のガイドなどを実施する予定です。
- また、このたびのリニューアルオープンに合わせて「ふたみ青果株式会社」様がエゾヒグマ舎のネーミングライツスポンサーとなってくださいましたことから、エゾヒグマ舎の愛称を「ふたみ青果エゾヒグマ館」といたします。
- なお、報道関係の方々に向けての内覧会につきましては、明後日の4月4日、午後2時より実施いたします。
- 今後も、ヒグマのみならず、動物たちが快適に過ごせる環境づくりに努めるとともに、市民の皆さまにとって「また来たい」と思えるような動物園を目指してまいります。

3 遊休不動産を活用したマチナカ賑わい創出事業について

- 続きまして「遊休不動産を活用したマチナカ賑わい創出事業」について説明いたします。
- この事業は、中心市街地における空き店舗への出店者を少しでも増やすため、市役所がハブとなって案内していくものです。この地で商売などに挑戦したい方に対して、物件の紹介、地域の案内、周辺で現在既に開業されている事業主や団体などとの顔つなぎ、そして補助金の案内などを行うことで、出店後のミスマッチを防ぐとともに、スムーズな開業を後押しします。
- 出店の補助金につきましては、改装費などについて補助率2分の1、上限50万円とする既存の制度に加えて、ミスマッチを防ぐため、改装などに投資し本格的に出店する前に、まず短期間お試しで出店してみたいという方に対して、最大5か月分のテナント賃料を補助率2分の1、上限20万円支援する制度を新たに開始いたします。
- このように、中心市街地で出店したい方と、空き店舗を貸したい所有者を、マッチングや補助制度などを通じてサポートすることで、賑わいの創出を進めてまいります。
- 事業を始めたい方や、賑わいにつながる取組みを行いたい方にご活用いただけるよう、情報発信にご協力をお願いいたします。

4 「スパカツ」の文化庁「100年フード」認定について

- 文化庁では、我が国に存在する多様な食文化の中でも、特に歴史性のあるものを文化財として登録する取組を進めており、世代を超えて地域で受け継がれ愛されてきた食文化を、100年続く食文化、「100年フード」として認定しているところです。
- 今般、「スパカツ」が、文化庁の「100年フード」のうち、「未来の100年フード部門」に認定されたことは大変誇らしく、また、大変喜ばしいことと受け止めています。
- 「100年フード」の認定につきましては、昨年度、「釧路のそば」が、明治・大正に生み出された食文化として、「近代の100年フード部門」の認定を受けたところであり、今

回の認定は、これに続く快挙となっています。

- 市といたしましても、「スパカツ」や「釧路のそば」など、「100年フード」の取組に係る積極的なPR・情報発信を通して、釧路が誇る豊かな食文化を、観光振興や地域振興に繋げていきながら、守り続けていきたいと考えているところです。

2. 質疑要旨

(質問)

- ・ 冒頭、市長より新年度のご挨拶がありましたが、来月で市長就任から半年を迎えると思います。

これまでの半年間で太陽光発電規制条例制定に向けた動きや、釧路駅高架化に伴う中心部再整備の見直しなど、様々な取組を進めてこられたと思いますが、この半年間を振り返っての所感と現時点での自己評価をお聞かせください。

(市長)

- ・ 市長に就任して5か月が経過しましたが、やはり様々な課題が釧路市には山積しているという思いがします。そういった中で市役所職員の助けと言いますか、様々な協力、お力を借りて何とかここまで市政運営してこられたと感じている次第です。

(質問)

- ・ 順調に進んでいる取組や、もう少し頑張らなければならないものですか、具体的にどうでしょうか。

(市長)

- ・ 太陽光発電の条例は全庁一丸となって進めているところで、いろいろな壁が逐次出てきて、制定まで時間がかかっている部分がありますが、しっかり進めていきたいと思っています。

また、都心部まちづくり、中心市街地、鉄道高架についても、市役所一体で進めておまして、これからというところですが、しっかり進めていきたいと考えております。

(質問)

- ・ 2月定例会市議会の中で一部の議員から市長の言葉が軽いといった課題の指摘がありました。まだ就任5か月目の新人市長と思いますが、市長として自身の課題は何かお考えですか。

(市長)

- ・ 私自身、未熟な人間でございますので、様々、日々反省しております。そういったことも含めしっかり進めていけるのは、市役所職員皆様の助けのおかげだと思っております。

(質問)

- ・ 鉄道高架に関して住民投票の可能性を言及されていますが、住民投票の判断のタイミングについて、どのあたりの時期を考えていられますか。

(市長)

- ・ 実施が前提のようなご質問ですが、そのような感じではなく、今すぐ住民投票を行うような状況ではないと考えております。今後、都心部のまちづくりに関する検討、議論を進めて、状況によっては住民投票の実施も視野に入ってくると考えています。また、現時点でどのような選択肢を設けるかということを検討するような段階ではございません。

- ・ 私としては、少しでも早くこの事業を実現すべきであると考えていますが、この事業は釧路市の将来に大きな影響を及ぼす大規模な事業であり、このまちにとって最も良い方法を選択していかなければならないと考えております。

(質問)

- ・ 市長選挙時にＪＲ貨物駅の拡張を掲げられていましたが、その文言は市政方針に書かれておりませんでした。
- ・ 市長はＪＲ貨物駅の拡張について、どのようなイメージで考えられていますか。

(市長)

- ・ 釧路港が、ひがし北海道の物流拠点港湾としての機能を確保するための取組の一環として、ＪＲ貨物と釧路港が連携し、釧路港にプラスの効果をもたらすような施策を進めていきたいと考えております。

(質問)

- ・ 拡張の具体的なイメージはありますか。

(市長)

- ・ 港湾の将来ビジョンもありますので、そういったことをもとに検討していきます。

(質問)

- ・ ＪＲ貨物とはお話をされているのですか。

(市長)

- ・ まだ検討段階であります。

(質問)

- ・ 市政方針に盛り込まれておりませんが、その理由をお聞かせください。

(市長)

- ・ これはすごく長い期間がかかることであり、しっかり計画に盛り込めるかどうか、そういったところをまずはみんなで話し合っていないといけない事柄だと思っています。

(質問)

- ・ 一部雑誌の報道で鶴間市長が核ごみについて容認するような発言をしたと書かれておりましたが、その事実関係についてお伺いさせていただきたいです。
- ・ 交付金が増額となるなら、核ごみを引き受けますと発言をしたのは本当でしょうか。

(市長)

- ・ 高レベル放射性廃棄物に関して、ご質問のような発言をした事実はございません。

(質問)

- ・ こう捉えかねないといった話題など、そのような話をしたことはあるのでしょうか。

(市長)

- ・ お話は説明が主だったもので、そのような趣旨のことはございません。

(質問)

- ・ 現在、太陽光発電所を規制する条例を作成中であると思いますが、条例完成前に発電所を完成させるために駆け込みで工事を行っている業者もあると聞いていますが、そういった業者に対しては、どのような対策をお考えでしょうか。
- ・ また、特に希少生物の生息地や北斗遺跡周辺にもメガソーラーの計画がありますが、どのように対処していくお考えでしょうか。

(環境保全課総括係長)

- ・ 現時点では令和５年７月に策定したガイドラインに基づいて事業者に必要な対応となるよう促しております。

(質問)

- ・ 核のごみについて、先ほどの鶴間市長のお話では、1月末のNUMOや経産省と同席した席では説明ベースだったということですが、どのような説明を受けて、その説明に対して鶴間市長はどのようなお話、発言をされたのかお伺いします。

(市長)

- ・ NUMOの取組について、お話を聞いたところです。

(質問)

- ・ それに対し鶴間市長はどのような発言をされ、お話をされたのでしょうか。

(市長)

- ・ 取組自体のお話を聞いていたところです。

(質問)

- ・ 知事も会見の中で寿都や神恵内だけではなく、全道で受け入れ先を考えていきたいと発言されていますが、今の釧路市としての核ごみの受け入れに対するスタンスをもう一度お伺いさせてください。

(市長)

- ・ こういった施設については、現時点では全く受け入れを考えておりません。

(質問)

- ・ その理由としては、どのようなことが挙げられるでしょうか。

(市長)

- ・ やはり放射性廃棄物でありますから、様々な懸念が受け入れに対してあることと、人口が15万人を超える都市でもありますので、適地ではないと考えております。

(質問)

- ・ 太陽光発電のガイドラインの中で、設置者の遵守事項として、希少な野生生物と優れた景観の保全に配慮することとあります。また、ほかにも設置するのに適当ではないエリアの中では、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存法に関する法律において、国内希少野生動植物種の産卵地、繁殖地、特に重要な区域として工作物の設置等、一定の開発行為が制限されるとあります。
- ・ 現在、釧路市昭和北園地区で大阪の事業者が建設を予定しているすぐ近くには、天然記念物に指定されているオジロワシの営巣地があります。これはガイドラインに違反していることにはならないのでしょうか。

(市長)

- ・ 現在、ガイドライン違反かどうかについては、関係法令等に基づく手続き中であることから、お答えできない状況でございます。
- ・ また、「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律」における特に重要な区域とは、当該法律の「生息地等保護区」のことを指しておりますが、当市においては生息地等保護区がないことから該当しておりません。

(質問)

- ・ ガイドラインでは適切な災害対策を講じることとされております。先ほど述べた大阪の事業者は、昨年12月に大阪府から行政処分を受けています。この行政処分は、山口県下関市で災害対策をしっかりと行っていなかったため、土砂の流出が発生したもので、これは適切な災害対策を講じていなかったことにあたると思いますが、市としての見解をお伺いさせてください。

(市長)

- ・ この件について、釧路市としてコメントすることはできません。

(質問)

- ・ 今回の建設計画自体が、適切な災害対策を講じていることとは別件になるからでしょうか。

(市長)

- ・ 大阪府の行政処分事例に対して我々としてはコメントすることはできません。

(質問)

- ・ 個別の事例に対しては答えられないということですか。

(市長)

- ・ そういうことです。

(質問)

- ・ 2月定例会市議会でも条例制定される前に太陽光発電施設の建設が進むと質問があったと思います。先日行われた民生福祉常任委員会の中で専門家の方からガイドラインの緊急改訂について、希少種が近隣に生息しているとわかっている場所に対する詳細調査の義務付けを行い、条例制定前の駆け込みを防ぎたいといった趣旨の発言があったと思います。
- ・ 市として条例制定前にこうした改訂を行う予定ですか、こういった駆け込み事業に対してどのように対応していくか考えがあるかお聞かせください。

(市長)

- ・ ガイドラインは指針でございまして、法的根拠がないものを事業者には義務付けることはできません。
- ・ 現在、制定に向けて準備中の太陽光条例においては、事業者に求めていけることを最大限盛り込めるよう検討しているところでございます。

(質問)

- ・ 条例制定前にいろいろな建設計画が進んでいることに対して、2月定例会市議会で鶴間市長は何もできないことに対して非常に悔しいと発言されていましたが、条例制定前の建設計画が増えていること、環境が脅かされかねない状況について、市長自身はどのようにお思いでしょうか。

(市長)

- ・ 当該太陽光発電事業につきましては、現時点で今の法律や条例の中では合法になります。そういった中で進められているもので、私としてはそれに対し強く何かできることはないものの、湿原などの自然や景観なども含めて失われていくことについては、すごく悔しいという思いが個人的にはあります。